

色覚バリアの撤廃を！



日本色覚差別撤廃の会

■ 私たちの苦しみ ～ 社会的バリアの構造

色覚の差異に対する社会生活上の差別・バリアは数多く、当事者を不当に苦しめています。3つの側面からとらえることができるでしょう。

(1) 制度面のバリア

まず第1には、各種の制度上の不合理な差別的取り扱い。かつては目に余った高校・大学受験時の入学制限は、色覚差別をただす運動の成果により、ここ30年の間に大半が撤廃されてきたものの、国立大学でもいまだに残存しています。

入社時の健康診断で義務とされていた色覚検査は2001年10月、労働安全衛生規則の改正により、義務化が廃止されました。しかし、民間企業の一部は無論のこと、官公庁の一部でも合理的な根拠のないまま、いまだに就職に際して色覚検査が温存・継続されています。また、各種資格の取得にあたっても色覚に差異のある者への扉を閉じているのが実状です。

(2) 物理面のバリア

生活をとりまく物的環境においても、世間では気づかれることのない障壁が少なくありません。

たとえば色別のラインで表示された交通路線図。その他、電光掲示板も含めた各種表示物の中で、赤系と緑系とで見分けの困難なケースも数多いのです。

教室の中では「赤」のチョークは見えにくく、教科書の図表や地図などの中で、また職場でも色分けされた書類・カード、配線コードなどの中に、見分けにくい色使いがめずらしくありません。

(3) 意識面のバリア

以上のバリアの原因であり結果でもあるのが、市民の内なる偏見・差別意識ではないでしょうか？

むやみに「色盲」「色覚異常者」などとレッテルをはっては、忌み嫌う精神風土。潜在する根深い優生意識は、結婚、出産、離婚、就職などの場面で、いささか醜悪な姿で露呈することもまれではありません。

■ 色覚検査の弊害 ～ 社会的バリアの温床

●各種の色覚検査の中で最もポピュラーなのが「石原表」（石原式色覚検査表）。多彩な水玉の集まった円形の図柄から所定の字を読み取るもので、一度は体験している方が多いはず。この眼科の色覚検査は医学的な見地から、かつ「異常の疑い」を検出するにとどまっているのですが、事実上それだけで「異常の有無」が判定されています。

むしろ色覚は、生活的、社会的見地から、実生活・就労上など現実の場面で、それぞれ必要となる色彩識別能力に即して、本来評価されるべきなのです。何より色覚の差異はおよそ「治る（治せる）」ものではありません。いったい「何のための検査」なのでしょうか？ いわゆる出生前検査と並んで「検査あって治療なし＝選別のみ」の典型例がここにあります。

●特にこれまで、主に学校での色覚検査によって、色覚「異常」の烙印を押されてきました。小学4年生の全員に実施してきた色覚検査は、2002年3月の学校保健法施行規則の改正で翌03年4月より必須項目から削除されたところ。しかし規則の改正と同日に、その本旨とかけ離れた担当局長通知が出され、「本人・家族の同意」を要件にむしろ一斉検査の温存を促したのです。また14年4月の新局長通知などにより、集団的な学校色覚検査の実質的な復活が奨励されるに至りました。

学校での色覚検査は、石原表によるマス・スクリーニング（集団的ふるいわけ）として、以下のような弊害もはらんでいます。

- ・インフォームド・コンセントの欠如
- ・プライバシー保護の甘さ
- ・事後フォローの不足（学習・進学上の配慮）

もともと治療とは無縁なうえに、このようなデメリットも数多いとすれば、本人には無用の劣等感を、親と子にはともに苦しみをもたらすばかりです。学校での制度的一斉検査は、まさに「百害あって一利なし」と言わざるをえません。

■ 私たちの願い ～ 社会的バリアの撤廃

(1) 色覚検査制度の撤廃

① 学校での色覚検査

学校での色覚検査は2002年の省令改正で、健診の必須項目からようやく削除されましたが、不当な内容の局長通知と学校眼科医の抵抗により一部の学校で残存し、さらに14年の新局長通知・事務連絡などにより、保護者への積極的な周知と勧奨が求められ、一斉検査が実質的に復活しようとしています。

色覚検査は本来、当事者が自ら必要と判断・希望した場合に、その時点で個別に受診するのが適切なのです。なかば強制的な検査の温存は、とうてい許されません。すみやかに改正通知を発出し、学校での制度的な検査を撤廃することを、一貫して求めていきます。

② 就業上の色覚検査

2001年の法令改正で就職時の色覚検査の義務付けが廃止され、法的な根拠がなくなったにもかかわらず、いまだに一部で漫然と温存されています。

今後すみやかに、「各職務の上で必要不可欠となる色彩識別能力のレベル」に即して、個別具体的に的確な評価を図ることを、引き続き求めていきます。

(2) 色彩環境のユニバーサルデザイン化

標識・図面、文房具、生活用品などで識別の難しい色彩の組み合わせが日常空間にあふれています。

色使い、あるいは色別以外の表示（形、線・枠取り）などでちょっとした配慮のある、適切な対処を今後とも求めていきます。

(3) 差別禁止・人権保障の法的確立

色覚の差異を理由とした、進学、就職や資格取得、結婚・離婚などにおける排除、差別的な対応は、いまだに後をたちません。

障害者差別解消法の施行などを踏まえながら、必要な人権保障法の制定などにより、これらを社会的・制度的に禁止するとともに、一人ひとりの差異・多様性を容認・尊重する風土の醸成を、ねばり強く求めていきます。

○一般多数の人たちと色の見え方がちがう当事者は、日本では男性の約4.5%、女性の0.2%、合わせておよそ320万人にものぼります。

その多くは、赤と緑の間で一部見分けにくい色があるものの、日常生活の上ではさほど支障のないケースがほとんどなのです。

○色覚の差異は「色盲」「色弱」とも呼ばれていましたので、世間では「色が見えない」「信号の色が区別できない」などの誤解や憶測が広く定着しています。このため、当事者が就くことのできない職業、取得することのできない資格、受験することのできない大学もあります。

○女性の場合、自身の色覚検査では通常でも、色覚に差異のある子どもが産まれることがあります。こうした女性を保因者といい、全女性の約10%に及びます。これも含めて、色覚の差異は遺伝のメカニズムにより現れるところから、「血筋」とか「家系」といった、日本に特有の根強い偏見と差別が付きまとい、多くの母親たちを苦しめています。

○問題の多い色覚検査で漫然と色覚を“選別”することは、このような苦しみとともに、世の中の誤解と偏見をいたずらに助長しかねません。ほんとうは「実生活の上で色を見分ける能力が実際にどの程度なのか」、これこそがもっとも大切なはずなのです。

○若き日の色覚検査で無神経な烙印を押され、生涯にわたり不当な差別と苦しみを受け続ける不条理を、ここに私たちは問いたださざるをえません。

◇ 会のプロフィール ◇

発足 1994（平成6）年

目的 色覚当事者の有する能力の正当な評価、
社会生活の向上

組織 総会、役員会、顧問

■色覚差別のあゆみ

色覚を理由とする差別は、1875年にスウェーデンで起きた列車事故の原因を、運転手の色覚とした誤りから始まりました。それ以来、色覚に差異のある者が鉄道員や船員になることができなくなりました。

このため数々の色覚検査が作られましたが、日本では1916年（大正5年）、徴兵検査用に石原忍 陸軍軍医（後の東大教授）が石原表を考案しました。これは簡易で検出力が高い（過剰にですが）ために、世界で使われるようになりました。

1921（大正10）年からは学校の身体検査でも色覚を検査することになりました。多くの子どもたちが幼いうちに色覚の「異常」を知らされ、教師の進路指導により将来の夢をあきらめました。

学校の健康診断で色覚を検査する制度は戦後も続きました。特に1958（昭和33年）年には学校保健法の下で規定されました。

以前は色覚の差異をもつ者の受験を拒む高校や大学が数多くありましたが、その不合理さを訴える高柳医師（本会顧問）らの尽力により、1980年代後半から高校入試要項の改善（「調査書」内の色覚欄を削除）、大学入試要項の改善、教員採用制限の廃止が進みました。

1995年には学校での色覚検査は小学4年生のみになり、2003年には必須項目から削除され、また2001年には就職時の色覚検査の義務化が廃止されたこと、また今に残るこれらの問題点などは既にふれたとおりです。

「色覚バリアの撤廃を！」

日本色覚差別撤廃の会

〒211-0004 川崎市中原区新丸子東3-1100-12

かわさき市民活動センター気付

<https://tetpainokai.jimdofree.com/>

専用メール tetpainokai@gmail.com

郵便振替番号 0270-3-46367 日本色覚差別撤廃の会

2019. 3